

園芸作物価格補償制度のご案内

1 制度の目的

この制度は、園芸作物を生産する生産者が農業協同組合及び全農を通じて出荷した園芸作物の市場価格が著しく低落した場合に、生産者、農業協同組合、市町村、全農及び県が予め積立した交付準備金を交付することにより、産地の育成、生産農家の経営安定と園芸作物の生産振興を図るとともに、併せて、消費者の食生活に欠かせない新鮮な野菜の安定的な供給と消費者に「安らぎ」と「癒し」を与えられる花のある豊かな生活の一助に資することを目的としています。

2 制度の対象品目、対象出荷期間及び対象出荷市場

1 対象品目（野菜：22品目・花き：5品目）

アスパラガス・うど・えだまめ・かぼちゃ・キャベツ・きゅうり・さやいんげん・さやえんどう・ししとうがらし・スイートコーン・そらまめ・だいこん・チンゲンサイ・トマト・ねぎ・ばれいしょ・ピーマン・米なす・ほうれんそう・ミニトマト・みょうが・メロン（ネット系）・小菊・トルコギキョウ・輪菊・りんどう・ダリア

2 対象品目には、それぞれの出荷期間が設定されております。

- トマト（5月～6月・7月～9月・10月～11月）
- きゅうり（5月～6月・7月～9月・10月～11月）
- アスパラガス（4月・5～6月・7月～9月・12月～1月・2月～3月）
- 輪菊（6月～7月・8月～9月・10月～12月）

3 対象市場は、対象品目と対象期間に対しそれぞれ設定されております。

- 北海道・東北・関東・東海・近畿・北陸・全国（花き）の対象市場

4 基準額は、対象品目、対象期間、対象市場に対しそれぞれ設定されております。

（単位：円/kg）

業 務 区 分			保 証 基 準 額	最 低 基 準 額	交 付 準 備 金 造 成 単 価	事 務 費 負 担 金 単 価
対 象 野 菜	対 象 期 間	対 象 市 場				
ト マ ト	7月～9月	東 北	241.00	160.00	72.90	1.47
きゅうり	7月～9月	関 東	226.00	151.00	67.50	1.34
輪 菊	6月～7月	全 国	44.00	29.00	13.40	0.27

※ 詳細は、業務方法書実施細則に掲出されておりますのでご確認下さい。

3 園芸作物価格補償制度の概要

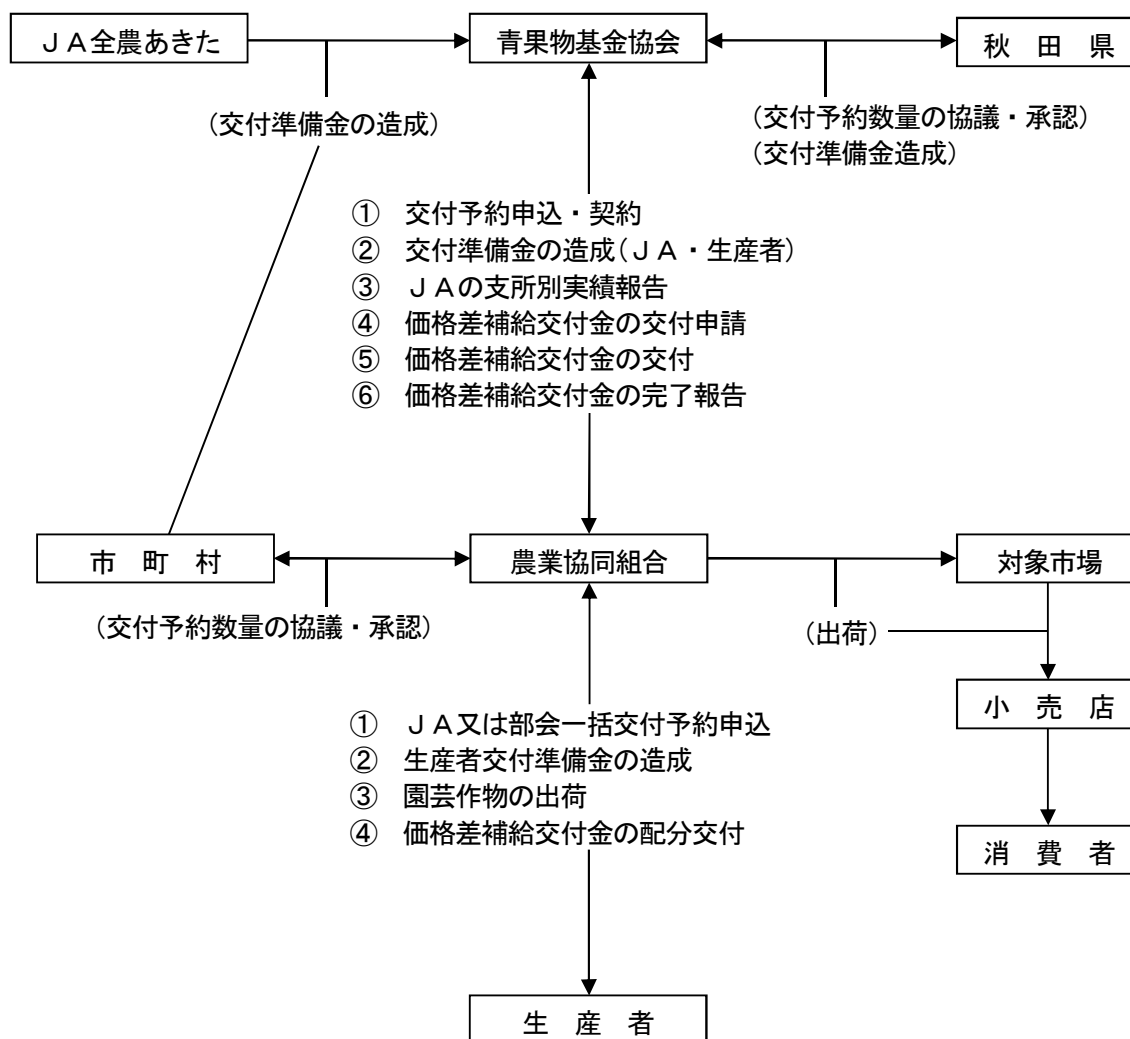
□ 園芸作物価格補償制度の概要は、以下のとおりです。

事業実施主体	公益社団法人 秋田県青果物基金協会
区 分	秋田県園芸作物価格補償事業
事業参加（加入） 資 格 要 件	協会の会員（ＪＡ及び市町村）で対象園芸作物を出荷する団体
業務対象年間	3 年（令和元年度～令和3 年度）
対象品目	（27 品目：野菜22 品目・花き5 品目） アスパラガス・うど・えだまめ・かぼちゃ・キャベツ・きゅうり・さやいんげん・さやえんどう・ししとうがらし・スイートコーン・そらまめ・だいこん・チンゲンサイ・トマト・ねぎ・ばれいしょ・ピーマン・米なす・ほうれんそう・ミニトマト・みょうが・メロン（ネット系）・小菊・トルコギキョウ・輪菊・りんどう・ダリア
対象出荷市場	北海道・東北・関東・東海・近畿・北陸・全国（花き）の市場で、ＪＡ全農あきたと契約し、業務方法書実施細則附表で定める卸売市場
対象出荷期間	業務方法書実施細則別表で定める期間
平均価格	ＪＡ全農あきたを通じて出荷販売した県産品、過去5 年の最低・最高を除く中庸3 年の加重平均（H25～H29）
保証基準額	平均価格×0.9
最低基準額	平均価格×0.6
交付準備金造成単価	（保証基準額－最低基準額）×0.9（造成率）
交付準備金団体別 造成（取崩）割合	秋 田 県 40% 全 農 10% 市 町 村 10% 農業協同組合 10% 生 産 者 30%
平均販売価格	協会と交付予約している会員の対象市場別規格品の旬別総平均販売価格
算出期間	売立月日による旬別計算
発動基準	対象期間における旬別平均販売価格が保証基準額を下回った場合
補給金単価	（保証基準額－平均販売価格（又は最低基準額の何れか高い額）×0.9（補てん率）
補給金の計算	旬別出荷数量（又は按分旬別出荷数量の何れか少ない数量）×補給金単価 （団体別の取崩額は、上記補給金×交付準備金取崩割合）
産地の要件	特に定めはない
出荷の要件	同上
販売の条件	1 ＪＡ全農あきたを通じて出荷販売したものであること 2 秋田県青果物標準出荷規格及び農業協同組合で定める規格品で検査品であること
事務費負担金	当該事業の実施にあつては、生産者からの事務費負担金が必要となります。その額は、交付予約数量×事務費負担金単価で計算され、毎年、7 月末まで納入することとなります。

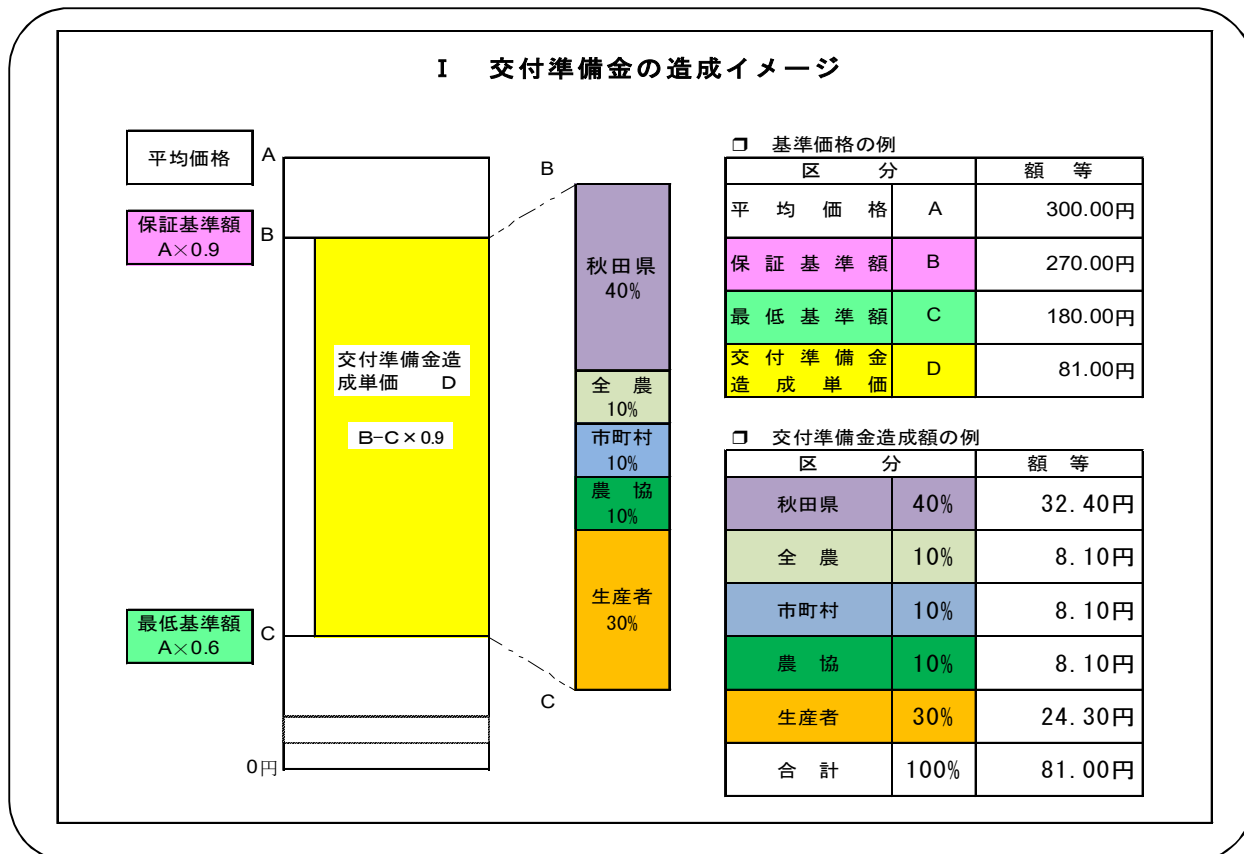
4 交付予約申込・出荷・価格差補給金の交付

- 制度への加入は、農業協同組合を通して行うこととなり、申込は、農業協同組合又は部会一括での申し込みが主です。
- 農業協同組合は、交付予約数量を市町村長と協議を行った後、協会に申し込みを行うこととなり、協会は、県と協議し、承認後、農業協同組合に対し通知を行い契約することとなります。
- 協会は、当該申し込みに係る交付準備金を各団体に対し請求を行い補給金の発動に備えることとなります。
- 生産者は、農業協同組合を通じ対象品目、対象期間、対象市場に出荷販売を行います。
- 協会は、当該出荷販売実績を旬別に集計し、旬別の平均販売価格が保証基準額を下回った場合に農業協同組合別に補給金の計算を行うこととなり、予め造成している交付準備金の取り崩しを行い農業協同組合に価格差補給交付金を交付します。
- 価格差補給交付金を受領した農業協同組合は、各生産者の出荷実績に応じ価格差補給交付金を配分し交付することとなります。

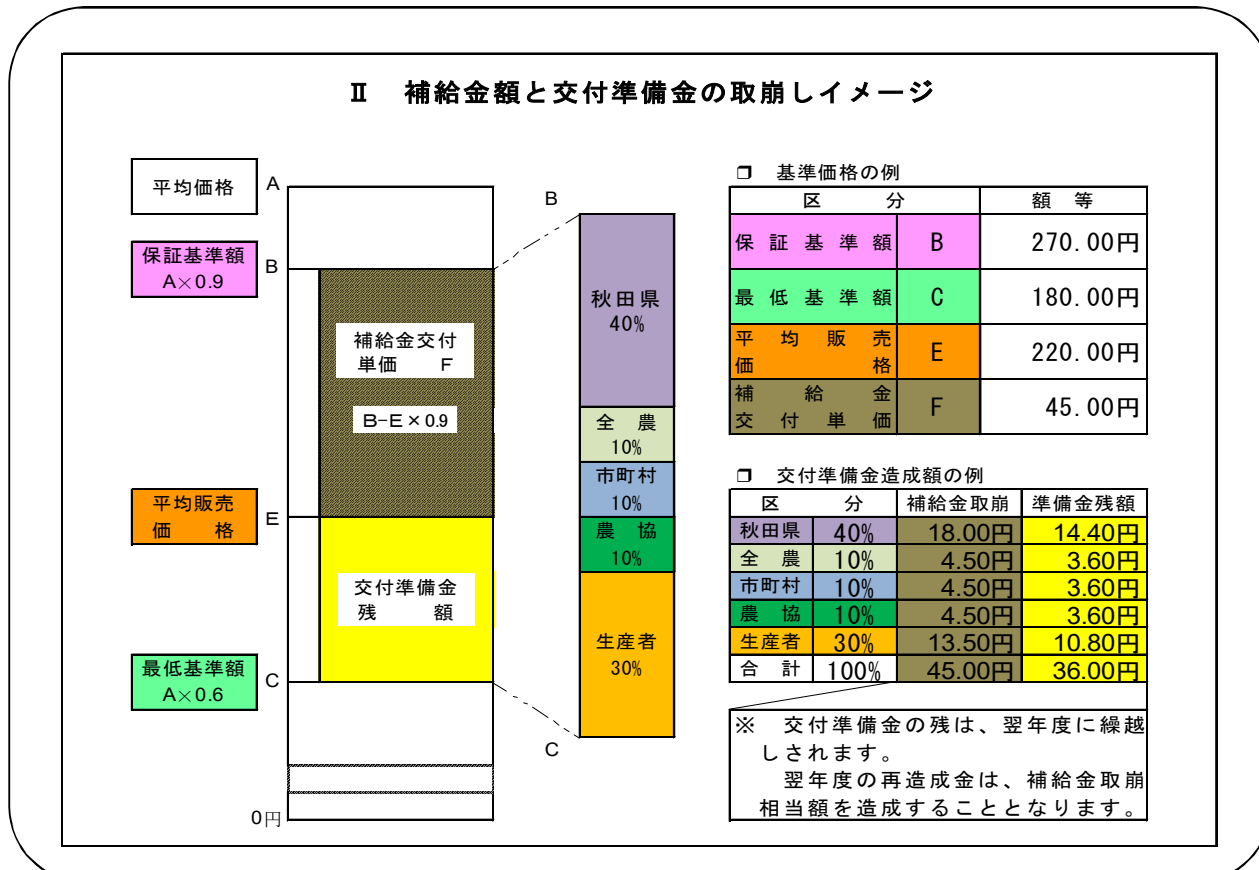
【価格差補給交付金の交付に係るフロー】



5 交付準備金の造成並びに造成割合のイメージ



6 価格差補給交付金と再造成のイメージ

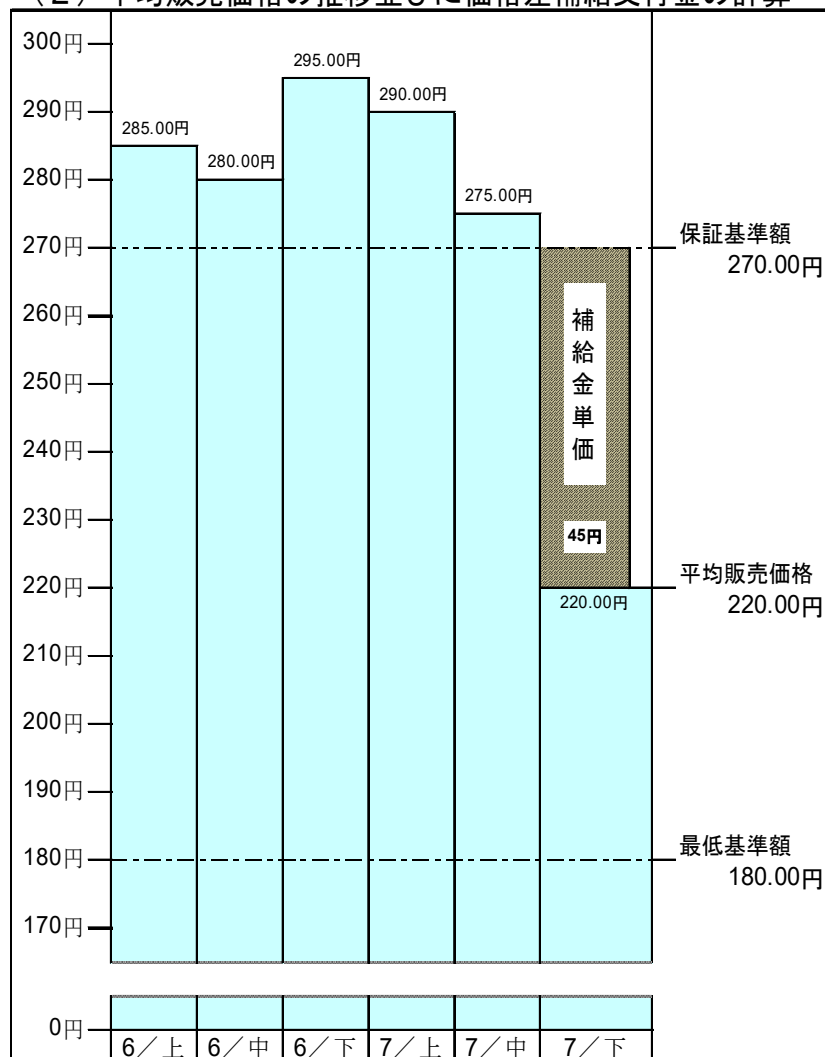


7 価格差補給交付金の交付対象並びに計算方法の例

(1) 園芸作物の出荷販売

JA名	交付予約数量 (kg)	区分	対象期間の販売実績 (この実績はあくまでも例であり事実とは異なります。)						合計
			6月 上旬	6月 中旬	6月 下旬	7月 上旬	7月 中旬	7月 下旬	
A農協	100,000	数量(kg)	5,000	10,000	25,000	10,000	20,000	30,000	100,000
		単価(円)	—	—	—	—	—	—	—
B農協	300,000	数量(kg)	15,000	30,000	75,000	30,000	60,000	90,000	300,000
		単価(円)	—	—	—	—	—	—	—
C農協	50,000	数量(kg)	2,500	5,000	12,500	5,000	10,000	15,000	50,000
		単価(円)	—	—	—	—	—	—	—
合計	450,000	数量(kg)	22,500	45,000	112,500	45,000	90,000	135,000	450,000
		金額(円)	6,412,500	12,600,000	33,187,500	13,050,000	24,750,000	29,700,000	119,700,000
		単価(円)	285.00	280.00	295.00	290.00	275.00	220.00	266.00

(2) 平均販売価格の推移並びに価格差補給交付金の計算



【価格差補給金の計算】

- 補給金単価
 $270.00\text{円} - 220.00\text{円} \times 0.9$
 $= 45.00\text{円}$
- 価格差補給金
 (A農協)
 $30,000\text{kg} \times 45.00\text{円}$
 $= 1,350,000\text{円}$
 (B農協)
 $90,000\text{kg} \times 45.00\text{円}$
 $= 4,050,000\text{円}$
 (C農協)
 $15,000\text{kg} \times 45.00\text{円}$
 $= 675,000\text{円}$
 (合計)
 $= 6,075,000\text{円}$
- 交付金の配分交付
 上記のとおり価格差補給交付金が各農業協同組合ごとに算出され、それぞれの農業協同組合に交付されることとなります。
 交付を受けた農業協同組合は生産者の出荷実績に応じ補給金の配分計算を行った後、生産者に交付することとなります。

- ❑ 園芸作物価格補償制度は生産者の方々のための制度です。
- ❑ 生産者の方々の制度への加入をお待ちしております。

◎ 園芸作物価格補償制度の問い合わせは、最寄のJA又は

公益社団法人秋田県青果物基金協会

☎010-0976 秋田市八橋南二丁目10番16号

TEL 018-864-2446・FAX 018-864-2449